喜多方市スポーツボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的かつ積極的なスポーツ活動を支えるスポーツの担い手の育成と誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現のため、喜多方市スポーツボランティア制度の運営に関し必要な事項を定めることにより、誰もがスポーツに関われる場を提供することでスポーツに親しむ機会を増やし、スポーツに参画する人口の拡大を図ることを目的とする。

(実施内容)

- 第2条 喜多方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、喜多方市スポーツボランティア制度(以下「スポーツボランティア制度」という。)として、次の事業を実施する。
 - (1) 喜多方市スポーツボランティアの募集及び登録
 - (2) スポーツボランティア制度登録簿(以下「登録簿」という。)の管理
 - (3) スポーツボランティアを活用しようとする者(以下「依頼者」という。)への登録簿の公表
 - (4) その他ボランティア活動に必要な事業 (スポーツボランティアの業務)
- 第3条 喜多方市及び教育委員会、公益財団法人喜多方市体育協会(以下「主催者」という。)が、主催または共催する喜多方市内で開催するスポーツ・レクリエーション等の 運営補助に無償で協力し、主催者等の指揮・監督の下、ボランティア精神に則り、その 運営補助に当たるものとする。

(スポーツボランティアとして登録できる者)

第4条 スポーツボランティア制度に登録できる者は、満15歳以上(中学生を除く)の 市内に在住、在学、在勤し、ボランティアとして活動ができる者とする。ただし、満 18歳以下の者が登録する場合は、保護者の承諾を必要とする。 (登録の申請)

- 第5条 スポーツボランティア制度に登録を希望する者は、喜多方市スポーツボランティア登録申請書(第1号様式)の提出により教育委員会に登録の申請を行うものとする。 (登録証の交付)
- 第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、スポーツボランティアとして登録簿への登録を行い、登録簿に登載された者(以下「登録者」という)に対して喜多方市スポーツボランティア登録証(別表)を交付する。

(登録簿の公表)

第7条 登録者に関する情報について、必要に応じて予め登録者が承諾した範囲において、スポーツ・レクリエーション等を実施する者(以下「依頼者」という。)へ公表するものとする。

(登録事項の変更)

- 第8条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに喜多方市スポーツ ボランティア登録事項変更等申請書(第2号様式)を教育委員会に申し出るものとする。 (登録の取消)
- 第9条 教育委員会は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録簿から抹消する ことができる。
 - (1) 登録者が喜多方市スポーツボランティア登録事項変更等申請書(第2号様式)を教育委員会に提出し、認められたとき。
 - (2) ボランティアの信用または品位を害する恐れがある者、その他ボランティアとしての適性を欠く者であると認められたとき。

(依頼の方法)

第10条 依頼者は、スポーツ・レクリエーション等を開催する1ヶ月前までに喜多方市 スポーツボランティア派遣申請書(第3号様式)により、教育委員会に依頼の申請を する。

- 2 依頼書の提出を受けた教育委員会は、依頼内容を審査し、申請内容が適当であると 認めたときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。
- 3 教育委員会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し、直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

- 第11条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。
- 2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分 配慮するものとする。
- 3 依頼に基づき提供された登録者の個人情報は、喜多方市個人情報保護条例(平成18 年条例第13号)に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。 (事業報告)
- 第12条 依頼者がスポーツボランティア制度を活用したときは、当該ボランティア活動 終了後1ヶ月以内に喜多方市スポーツボランティア活動事業報告書(第4号様式)を 教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第13条 この制度の運営に関する事務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会の協議により別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。